

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 24 号

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改め、同条第4項中「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に、「前項中」を「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中」に改める。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

本則に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。